

せんだいたぶんかきょうせい 仙台多文化共生センターだより

ぜいきん 税金

にほんには、いろいろな税金があります。日本で働いた人、住んでいる人、買い物をした人などは、国や県、市などに「税金」を払います。集めた税金は、日本に住んでいるみなさんの生活のために使います。

今号では、主な税金の種類や、払うときに気をつけることなどを紹介します。みなさんが納めている

税金について知りましょう。



税金の種類と内容

<所得税>

国に払う税金

- 働いてもらった給料など自分に入ったお金がある人、自営業などをしてお金を稼いでいる人が払います。
- いくら払うかは1月1日～12月31日の1年間の給料などで決まります。
- 毎月会社の給料から払う（源泉徴収）か、毎月会社の給料から払う（源泉徴収）か、税務署に確定申告をします。
- 給料以外の所得が20万円を超える人も申告が必要です。

【所得税に関する言葉】

源泉徴収	給料から税金を引いて払うこと。
年末調整	1月から11月に払った税金が多すぎたり、少なすぎたりしないか12月に計算する。多く払っていたときは、12月の給料に足して返す。

確定申告	源泉徴収や年末調整がされないときは、1月～12月の税金の申告を次の年の2月～3月ごろにする。払いすぎた税金は戻ってくる。足りないときは追加して払う。
------	--

<住民税>

県や市などに払う税金

- 1月1日に日本に住所があって、前の年に給料などの収入があった人が払います。
- いくら払うかは、前の年の1月1日～12月31日にもらった給料（収入）などで決まります。
- 毎月の給料から税金を差し引いて会社が払うか、家に届く手紙（納付書）でコンビニや銀行、郵便局で払います。

<消費税>

- 物を買ったとき、サービスを受けたときに払う税金
- 品物のお金と一緒に8%か10%の税金を払います。

次のページに続きます➡

6言語の広報誌

日本語のほかに、英語/English、中国語/中文、韓国語/한국어、ベトナム語/Tiếng Việt、ネパール語/नेपालीがあります。ホームページでも見ることができます。仙台多文化共生センターでも配っています。



自動車税

買った人、持っている人が払う税金

- 車を買ったときに車のお金と一緒に店で払います。



- 車を持っている人は、毎年4月か5月ごろに支払いの手紙が届きます。銀行、郵便局、コンビニで期限までに払います。
- 車の種類で払う金額は変わります。

自動車重量税

車検のときに払う税金

- 車が安全に運転できるかどうか調べるとき（車検）に払うことが多いです。
- 車の重さで金額が決まります。

固定資産税

土地、建物（家、アパート、マンション、お店など）や

仕事に使うものを持っている人が払う税金

- 毎年1月1日に土地、建物や仕事に使うものを持っている人が払います。
- 仕事に使うものを持っている人は1月31日までに住んでいる場所の役所に知らせましょう。
- 家に届く手紙（納付書）で、コンビニや銀行、郵便局で払います。

気をつけること

- 住民税は、1月1日に住んでいる市や町から、前の年の給料などの収入に対してかかります。年の途中で引っ越しや、帰国をする場合でも支払わなければいけません。帰国する前に残りの住民税を払うか、それができない人は納税管理人（本人の代わりに納税の手続きを行う人）を選びます。
- 税金を期限までに払わなかったり、お金がないからと納税通知書を無視していると、督促状が届いたり、在留期限の更新がされなかったりと、

後でトラブルになります。支払いについての相談は、役所や税務署でできます。税金は必ず払いましょう。

税金について調べたいとき

- ◆ 国税庁HP
日本語 <https://www.nta.go.jp/>
英語 <https://www.nta.go.jp/english/>



- タックスアンサー ※日本語
税金のよくある質問を調べることができます。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>



- Information for Taxpayers ※英語
<https://www.nta.go.jp/english/taxes/>



- ◆ 『仙台生活便利帳』（仙台市発行）
対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語
<https://int.sentia-sendai.jp/foreigner/>



- ◆ SenTIA 国際化事業部HP
<https://int.sentia-sendai.jp/j/information/>

外国語情報 > 生活 > 税金・年金・支払

役所から届く支払いのお知らせ

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語



相談したいとき

- 税金についてわからないときは、役所や税務署、税理士などに相談してください。
日本語での相談が難しい人は仙台多文化共生センターの「通訳サポート電話」（022）224-1919 を利用してください。言葉のお手伝いをします。

お知らせ：税理士による専門相談会

仙台多文化共生センターの専門相談会には、税理士による専門相談会があります。1年間に4回の開催をしています。東北税理士会の方がきて税金に関するわからないこと、困っていることなどに答えます。

例えば、自分の国と日本の税金の違い、確定申告書の作り方、帰国するときの払い方などの相談ができます。日本でお店を開いている人、商品の輸出・輸入の仕事などを行っている人なども、税金の申告はきちんとしないとはいけません。そのような質問をしたときは、ぜひ専門相談会を利用してください。専門相談会は年4回の開催なので、すぐに相談したいときは東北税理士会の「外国人のための無料税務相談」を利用してください。いつでも相談することができます。ホームページから相談受付票をダウンロードし、聞きたいことを書いてメール、

または FAX で送ってください。1週間以内に東北税理士会がメールか電話で答えます。相談は英語でもできます。

◆ 税理士による専門相談会 (仙台多文化共生センター)

申し込み	メールか電話
------	--------

くわしくは、裏面をみてください。

◆ 外国人のための無料税務相談 (東北税理士会)

申し込み	メールかFAXで相談受付票を送ります。
メール	info@tohokuzeirishikai.or.jp
FAX	(022) 293-6731
TEL	(022)293-0503
住所	〒984-0051 仙台市若林区新寺1-7-41
URL	https://www.tohokuzeirishikai.or.jp/general/freeconsultation.php



相談員コーナー「税金について思うこと」

このコーナーでは、毎号のテーマにあわせて、相談員の経験や考えを紹介します。

みなさんは、「給与明細」をきちんと見たことはありますか。正直なところ、私はあまり内容をよく見ていませんでした。いつも、毎月の給料の金額を見るだけで、税金についてほとんど意識していませんでした。また、税金にはどのような種類のものがあるのかもよく分かっていませんでした。今回のテーマが税金だったので、改めて給与明細を見てみました。所得税や住民税が給与から引かれていました。所得税や住民税について国税庁のHPなどで調べてみると、私たちが使う道路やライフライン整備、

子育て支援など、公共施設やサービスのために活用されているようです。



働き方によっては、給料から直接税金が引かれる以外に、「納付書」を使って自分で支払う必要があります。日本に住んで働いている人には、税金を納める義務があります。そして期限までに払わないで、そのままにしていると、「延滞金」が発生して、もともと払う金額に追加されて、金額が増えてしまいます。「税金は高い」とか「払うのが大変だな」と思うこともあるかもしれませんが、自分たちが利用している公共サービスにも使われています。税金は忘れずに、期限までに払いましょう。(相談員 X)

毎号各言語版には、それぞれの相談員が「相談員コーナー」を書いています。ブログで日本語訳を公開しています。ぜひ見てください。

仙台たぶんかきょうせい 仙台多文化共生センター



Sendai Multicultural Center

かいしつじかん まいにち ごぜん じ ごご じ ねんまつねんし つき ふつかていど きゅうしつび のぞ
開室時間 毎日 午前9時～午後5時(年末年始、月1～2日程度の休室日を除く)

じゅうしょ せんだいしあおばくあおばやまおぼんち せんだいこくさい かいぎどう かい
住所 〒980-0856 仙台市青葉区青葉山無番地 仙台国際センター 会議棟1階

TEL (022) 265-2471

FAX (022) 265-2472

Email tabunka@sentia-sendai.jp

URL <https://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/>



■ 外国語相談

せいかつじょう こま もんだい がいこくご そうだん
生活上の困りごとや問題を外国語で相談できます。

つうやく てんわ てんわ
「通訳サポート電話」(022) 224-1919に電話してください。

たいおうげんご えいご ちゅうごくご かんこくご べトナムご ねパールご たガログご タイご、
ポルトガルご スペインご ロシアご インドネシアご イタリアご フランスご、
ドイツご マレーご クメールご ミャンマーご モンゴルご シンハラご

■ そのほかのサービス

けんしゅうしつ じどうしつ こうりゅうけいじばん としよ かしだし しみんかつどう こうりゅう じょうほう
研修室、児童室、交流掲示板、図書の出借をしています。市民活動や交流のための情報や
スペースもあります。

がいこくじん せんもんそうだんかい 外国人のための専門相談会

べんごし ぎょうせいしよし せんもんか せんもんそうだんかい ていきてき ひら
弁護士や行政書士などの専門家による「専門相談会」を定期的に開いています。

せんだい く おく なに こま りょう
仙台での暮らしを送るうえで何か困ったことがあれば、ぜひ利用してください。

ひみつ まも ひどろい ぶん
秘密は守ります。1人30分です。

かいさいじかん ごご じ ごご じ
開催時間はすべて、午後1時から午後4時です。

そうだんかい ひ かくにん
相談会の日はホームページから確認できます。

<https://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/consultation.html>



ぎょうせいしよし
行政書士



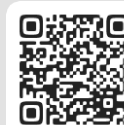
べんごし
弁護士



ろうどうきょく
労働局



しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
出入国在留管理局



ぜいりし
税理士



へんしゅう はつこう せんだいかんこうこくさいきょうかい せんていあ こくさいかじぎょうぶ
編集・発行：仙台観光国際協会 (SenTIA) 国際化事業部

せんだいたぶんかきょうせい せんだいし いたく う こうざい せんだいかんこうこくさいきょうかい うんえい
仙台多文化共生センターは仙台市からの委託を受け、(公財)仙台観光国際協会が運営しています。

ねん がつはつこう
2022年3月発行